



事 務 連 絡
平成 22 年 11 月 25 日

財団法人 日本健康・栄養食品協会 御中

消費者庁食品表示課

特別用途食品の許可証票等の変更について（周知依頼）

貴協会におかれましては、日頃より食品表示行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
でございます。

平成 21 年 9 月の消費者庁設置に伴い、特別用途食品の表示許可等に係る制度は消費者庁へ移管されました。このため、特別用途食品に表示すべき許可（承認）証票については、厚生労働省許可である旨の許可証票等から消費者庁許可である旨の許可証票等へ変更する必要があります。

つきましては、別添のお知らせ文書を活用いただき、貴協会会員各社に上記の旨を周知いただくよう協力方宜しくお願いいたします。

なお、平成 23 年 9 月 1 日以降に厚生労働省許可である旨の許可証票等により販売を行った場合、健康増進法第 26 条第 6 項に違反するものとして、同法第 28 条に基づき許可を取り消されることがある旨を申し添えます。

お済みですか？ 特保マークの変更



平成21年9月1日より、これまで厚生労働省で行っていた食品表示等に関する業務が消費者庁へ移管されました。

このため、健康増進法第二十六条第六項に基づき特別用途食品において表示することとされている許可証票については、厚生労働省の許可証票から消費者庁の許可証票へと変更する必要があります。



平成23年8月31日までの2年間は引き続き厚生労働省の許可証票による表示を行ってもよい旨の経過措置が設けられておりますが、平成23年9月1日以降に厚生労働省の許可証票により販売を行った際には、健康増進法第二十六条第六項に違反するものとして、許可を取り消されることがあります。

特定保健用食品の許可を取得されている事業者においては、すみやかに許可証票の変更に係る変更届書をご提出ください。
※特別用途食品についても同様に変更届書の提出が必要となります。

【お問い合わせ先】

消費者庁食品表示課 TEL:03-3507-9222